

◎贈与税の申告と納税◎



- ・贈与とは、当事者(贈与者)の一方が自己の財産を無償で相手方(受贈者)に与えることを内容とする契約です。

(1)どんな人が贈与税の申告をする必要があるの？

暦年(1月1日～12月31日)の1年間に贈与を受けた金銭及び金銭以外のもの(例えば不動産、有価証券等)の価額の合計が110万円を超える人は贈与税の申告をする必要があります。

* 過去に相続時精算課税贈与を申告している人は例外あり。

(2)贈与税の申告書はいつまでに提出するの？

贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日までの間に財産をもらった方の住所地を所轄している税務署に贈与税の申告書を提出します。

(所得税の確定申告書と違い、2月1日から申告書の提出を受け付けています。)

(3)いつまでに納付する必要があるの？

贈与税の申告書の提出期限までに、つまり3月15日までに財産をもらった方が贈与税を納付する必要があります。

具体的には贈与税の納付書を金融機関に持参し、納付します。

- 贈与の申告には贈与契約書を添付することが望ましいです。
また、相続時精算課税贈与、住宅取得等資金贈与、教育資金の一括贈与などは贈与契約書以外の資料の添付が求められています。
- 自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合、あるいは債務の免除等により利益を受けた場合などは、贈与を受けたものとみなされて贈与税がかかります。
ただし、死亡した人が自身を被保険者として保険料を負担していた生命保険金を受け取った場合は、贈与税でなく相続税の対象となります。
- ご不明な点等ございましたら、担当者にお問い合わせください。

税理士法人土手内総合事務所